7. 市民生活

〇戸籍·住民登録等 (市全体)

1. 人口・世帯数・戸籍数

	人口			日本	人	外国	複数国籍		
男	女	計	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	世帯数	
57,914	60,211	118,125	45,842	114,645	43,593	3,480	1,918	331	
戸籍									
戸籍数	人口								
57,573 144,648									

(平成31年3月31日現在)

2. 各種証明書等交付

[戸籍関係]

(単位:件)

年度	戸籍謄・抄本	除籍・原戸籍 謄・抄本	届書記載 事項証明	受理証明	合計
30	24,679	22,500	164	309	47,652

[住民登録関係] (単位:件)

年	住 民 票	住 民 票 記載事項証明	広域交付 住民票	閲覧	戸籍附票	合計	
度	件	件	件	件	件	件	
30	51,909	4,596	69	787	6,633	63,994	

[**行政証明関係**] (単位:件)

年	印鑑証明	身分証明	その他	合計
度	件	件	件	件
30	36,707	1,137	345	38,189

([その他] は、独身証明書等)

3. **印鑑登録** (単位:件)

年度	印鑑登録件数(再登録を含む)
30	3,742

4. 届出数

[戸籍関係]

(単位:件)

年度	出生	養子 縁組 離縁	婚姻	離婚	死亡	入籍	転籍	訂正 更正	不受理 申出	その他	計
30	1,331	112	1,315	271	1,705	250	472	97	38	238	5,829

[住民登録関係] (単位:件)

ź	丰度	転入届 等	転居届	転出届	世帯変更届	出生	死亡	その他 (職権による記載を含む)	合計
	30	2,667	2,255	2,822	1,163	854	1,336	2,918	14,015

[外国人住民国籍別人口]

(単位:人)

国籍・地域		国籍・地域	
ブラジル	1,661	米 国	22
中国·台湾	511	タイ	19
ベトナム	395	インドネシア	23
ペルー	212	ネパール	14
フィリピン	225	アルゼンチン	13
ボリビア	216	その他	74
韓国・朝鮮	95	計	3,480

(平成31年3月31日現在)

5. 住居表示

年度	住 (表 番号			数)
30		4	3件	:	

6. 住民基本台帳カード

住	民	基	本	台	帳	力	_	ド
有			効		枚			数
		3,	7 9	4枚	ζ			

(平成31年3月31日現在)

7. 個人番号 (マイナンバー) カード

年度	個人番号 交	(マ· 付	イナンバー) 枚	カード 数
30	(累計		053枚 249枚)	

〇国民年金

1. 被保険者数

(平成31年3月末現在)

被保険者						免	除	者		免除
第1号 被保険者	任意加入 被保険者	計	第3号 被保険者	合計	法定 免除者	申請免除者	納付猶予	学生 納付特例	計	率
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
12,027	91	12,118	7,603	19,721	1,083	1,384	440	1,577	4,484	37.0

2. 年金支払状況

国民年金

(平成30年3月末現在) (平成31年3月末現在)

		(1 /3/	00 1 0 /1/65017
老齢給付	障害給付	遺族給付等	計
人	人	人	人
32,519	1,931	240	34,690

老齢福祉年金 人 1

(数値:日本年金機構調べ)

〇国民健康保険

1. 被保険者

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

総世帯		加入世		独 (早)哈	被保険		保 被	保険者	f 数 内	引訳
数	総人口	帯数	加入率	者数	加入率	一般	割合	退職被保	割合	介護2号
45,842	118,125	14,903	32.51	24,587	20.81	24,495	99.63	92	0.37	7,423

2. 国保料賦課基準

(平成31年4月1日現在)

[区 分	賦課額の算定方法	医療保険分 (被保険者全員が 負担)	後期高齢者医療 制度支援金分 (被保険者全員が負担)	介護保険分 (40~64歳の被保険者 が負担)
応能割	所得割	課税標準額 (総所得金 額-基礎控除額)×料 率	6.80/100	2.32/100	2.31/100
応益割	均等割	被保険者1人につき	25,000 円	9,000円	9,900 円
	平等割	1世帯につき	19,400 円	6,600円	5,900 円

(平成31年4月1日現在)

3. 保険給付

区 分	給付割合及び給付額				
	0~就学	羊前	: 療養に要	ミした費用の8割給付	
療養の給付	就学後~	~ 7 0 歳未満	: 療養に要した費用の7割給付		
	70歳以	人上	: 療養に要	₹した費用の9割~7割給(寸
	同一月	内に支払った医	医療費の自己負担	$\mathbb{E} eta(1 \sim 3$ 割)が高額になっ	て一定の基準
	.,			準を超えた額を高額療養費と	して支給
		競未満の人の場			
	区分	所得要件	3 🗵	回目までの限度額	多数該当
	ア	901 万円超	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1%	140, 100 円
	1	600 万円超~	167 400 ⊞⊥(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	-1	901 万円以下	107, 400 [7] 1 (心区况其 550,000 円/ <1/6	93,000 [1
	ウ	210 万円超~	80 100 円士(編	総医療費−267,000円)×1%	44, 400 円
		600 万円以下	30,100 1 (MDMZ/M) 201, 000 1/ / 1/0		11, 100 1
	エ	210 万円以下	57, 600 円		44, 400 円
高額療養費	オ	住民税非課税		35, 400 円	24,600 円
问如从永安县	● 7 0 歳	遠以上の人の場	合		
		区分	外来(個人)	入院(世帯)	多数該当
	現役	690 万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140, 100 円
	並所	380 万円超	167, 400 円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000 円
	得者	145 万円超	80,100 円+(着	総医療費-267,000 円)×1%	44, 400 円
		一般	18,000円	57,600 円	44,400 円
		区分Ⅱ	8,000円	24,600 円	-
		区分I	0,000 🗇	15,000 円	
出産育児一時金	産科医療	産科医療補償制度対象の出産:420,000円 左記以外の出産:404,000円			
葬祭費	50,	000円			

〇後期高齢者医療制度

1. 被保険者数等の状況

(平成31年3月31日現在)

総人口	世帯数	75歳以上人口	75歳以上/総人口
人	世帯	人	%
118, 125	45, 842	17, 479	14. 8%

被保険者総数	75歳以上	65~74歳
人	人	人
17, 566	17, 242	324

2. 高額療養費

自己負担限度額 (月額)

(平成31年4月1日現在)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
割合	所得	区分	外来 (個人単位) 外来+入院 (世帯単位)				
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税標準690万円以上		252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈140,100円〉				
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税標準380万円以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈93,000円〉				
	現役並み所得者 I 住民税課税標準145万円以上		80,100円+(医療費-267,000円) \times 1% \langle 44,400円 \rangle				
1割	一般		18,000円 「年間(8月~翌7月) 144,000円上限」 57,600円 〈44,400円〉				
	住民税 区分Ⅱ		8,000円	24,600円			
	非課税	区分 I	3, 30011	15,000円			

現役並み所得者 I ~Ⅲおよび一般の区分の〈 〉 は過去12箇月以内に3回以上上限に達した場合の、4回目以降の負担額です。

3. 保険料

(平成31年4月1日現在)

平成30.31年度 保険料	均等割額	43,727円	
	所得割率	8. 26%	
	上限額	62万円	

平成29年度保険料収納率	99. 78%	
平成30年度保険料収納率	99. 75%	(R1.5.31)

〇福祉医療

(平成31年4月1日現在)

			(平成31年4月	
	区分	助 成 要 件	所 得 制 限	受給者
	【40】 乳幼児	出生から就学前までの乳幼児	なし	5,777 人
	【41】 重度心身しょ うがい者(児)	①身体しょうがい1.2級の人、 ②知的しょうがい重度の人、 ③身体しょうがい3級かつ知的 しょうがい中度の人、 ④特別児童扶養手当支給対象児 童で1級の人	本人、配偶者、扶養義務者に一 定以上の所得がある人は、助成 対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	962 人
	【42】 65~74歳 老人	本人、配偶者、扶養義務者の全 てが市民税非課税の世帯に属す る65歳~74歳の人	本人、配偶者、扶養義務者に市 民税が課税されている場合は助 成対象とならない。	1,885 人
県	【43】 母子家庭	配偶者のいない女子が18歳未満の児童を扶養している家庭、 および父母のいない児童	本人、扶養義務者に一定以上の 所得がある人は、助成対象とな らない。 (遺族基礎年金の所得制限)	2,059 人
事	【44】 父子家庭	配偶者のいない男子が18歳未 満の児童を扶養している家庭	本人、扶養義務者に一定以上の 所得がある人は、助成対象とな らない。 (遺族基礎年金の所得制限)	182 人
業	【45】 ひとり暮らし 寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年 以上継続し、今後も継続する人 (65歳未満の人)	本人、扶養義務者に一定以上の 所得がある人は、助成対象とな らない。 (老齢福祉年金の所得制限)	6人
分	【46】 ひとり暮らし 高齢寡婦	以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年 以上継続し、今後も継続する人 (65歳~74歳の人)	本人、扶養義務者に一定以上の 所得がある人は、助成対象とな らない。 (老齢福祉年金の所得制限)	11 人
	【82】 重度心身しょ うがい老人	後期高齢者医療被保険者で 【41】の重度心身しょうがい 者の要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一 定以上の所得がある人は、助成 対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	1,105 人
	【83.84】 母子・父子家庭 老人	【43】【44】の母子(父子) 家庭老人 (母子・父子家庭の父 母が75歳に達したとき)	本人、扶養義務者に一定以上の 所得がある人は、助成対象とな らない。 (遺族基礎年金の所得制限)	0人
市単独	【47】 重度心身しょ うがい者(児)	身体しょうがい3級、4級一部 の人(後期高齢者医療の障害認 定に該当する人)	本人、配偶者、扶養義務者に一 定以上の所得がある人は、助成 対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	204 人
事業	【85】 重度心身しょ うがい老人	後期高齢者医療被保険者で 【47】の重度心身しょうがい 者の要件に該当する人	本人、配偶者、扶養義務者に一 定以上の所得がある人は、助成 対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限)	513 人

	事 業 名	助 成 内 容	所 得 制 限
市単独	子ども医療費 助成事業	小学生、中学生の入院費の助成	なし

○診療所

1. 浅井診療所

所 在 地 当目町84番地7

診療科 内科、小児科

医 師 柏崎 元皓

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部(9:00~12:00)	0	0	0	0	0	1
午後の部(15:00~17:15)	0	0	_	0	0	_

休 診 日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、土曜日

2. 浅井東診療所

所 在 地 野瀬町828番地

診療科 内科、小児科、皮膚科

医 師 松井 善典、宮地 純一郎、中村 郁恵、大西 規史、南川 翔

診療時間

1							
	診療時間	月	火	水	木	金	土
	午前の部(9:00~12:00)	0	0	0	0	0	0
	午後の部(15:00~18:00)	0	0	_	0	0	_

休 診 日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

3. 中之郷診療所

所 在 地 余呉町中之郷2434番地

診療科 内科、小児科

医 師 琴浦 良彦、内田 晃史、山之内 義尚、渡辺 舞、八坂 亜季

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部(9:00~12:00)	0	0		0	0	

休 診 日 日曜日、祝日、年末年始 (12/29~1/3)

水曜日、土曜日

① 中之郷診療所今市出張診療所

所 在 地 余呉町今市546番地2

医 師 琴浦 良彦

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午後の部(13:30~14:30)	_	_	_	0%	_	_

※隔週木曜日

② 中之郷診療所上丹生出張診療所

医 師 琴浦 良彦

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午後の部(13:30~14:15)	_	_	_	0;	_	_

※隔週木曜日

4. にしあざい診療所

所 在 地 西浅井町大浦2590番地

診療科 内科、小児科

医 師 上田 祐樹

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部(9:00~12:30)	0	0	0	0	0	0
午後の部(16:00~17:30)	0	0	0	_	0	_

※土曜日:第1・第3のみ

休 診 日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

5. 塩津出張診療所

所 在 地 西浅井町塩津浜1795番地

診療科 内科、小児科

医 師 木村 佳弘

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部(9:00~12:30)	_	0	1	1	0	I

休 診 日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、月曜日、水曜日、木曜日、土曜日

6. 菅浦出張診療所

所 在 地 西浅井町菅浦218番地

医 師 上田 祐樹

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部(13:30~15:30)		_	○※			

※水曜日:第2・第4のみ

7. 中之郷歯科診療所

所 在 地 余呉町中之郷2434番地

診療科 歯科

医 師 林浩志

診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前の部(9:00~13:00)	0	0	1	0	0	-
午後の部(14:00~17:00)	0	0		0	0	_

休 診 日 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、水曜日、土曜日

〇環境保全

1. 公害対策

○公害防止協定の締結

市内の大規模工場や事業活動における環境への負荷が大きい企業等に対して、公害防止および環境保全に関する協定を締結しています。

○環境調査の実施

①水質: 市内を流れる河川や工場排水、地下水等の調査を実施しています。

②大気 : NOx (窒素酸化物)、SOx (硫黄酸化物) および SPM (浮遊粒子状物質) の調査

を実施しています。

③騒音・振動:北陸自動車道や一般主要道路の騒音・振動および一般環境の騒音調査を実施して

います。

○公害関係苦情発生状況の推移

年 度	総計	大気	水質	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他
26(2014)	93	1	28	1	16	4	0	21	22
27(2015)	97	5	26	7	15	2	0	20	22
28(2016)	65	1	23	1	4	3	0	7	26
29(2017)	39	0	14	2	7	0	0	3	13
30(2018)	38	0	16	0	3	0	0	2	17

2. 環境衛生

① ごみの減量化、再資源化の啓発

ごみの分別や3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進により、ごみの減量化、再 資源化の取組みを啓発するため自治会等を対象に行政出前講座を行っています。

② 地域美化活動

県条例に定める「環境美化の日」「びわ湖の日」を基準日として5月30日前後に、各自治会での清掃活動を推進する「ごみゼロ大作戦」を、7月1日に「琵琶湖・余呉湖一斉清掃」を、12月1日前後に「県下一斉清掃」を行っています。

③ 不法投棄対策

地域住民と市が協働で不法投棄を未然に防止するため「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」に取り組む自治会および地域づくり協議会等と「きれいなまちづくりパートナーシップ協定」を締結しています。

3. 環境創造·環境教育推進

「環境にやさしい日」イベントの開催

長浜市環境基本条例で春分の日を「環境にやさしい日」と定めています。平成30年度は、3月10日(日)に「環境にやさしい日フェア」を開催し、省エネ啓発やグリーンカーテンの作り方講座、エコドライブセミナー、創エネ体験などを行いました。

② アメニティ推進団体の支援

快適な環境(アメニティ環境)の保全および創出を目的にした事業を行う団体の活動を支援しました。

③ 長浜市水生生物少年少女調査隊「みずすまし」

この調査隊は、子どもたちが川で遊び、また楽しみながら水生生物を調べることによって 川の実態を学ぶとともに環境保全への関心を高めるため昭和62年に結成されました。

平成30年度(第32期)は隊員516人(市内全小学校)が活動に参加し、これまで延べ7,388人が市内の河川を調査しました。こうした調査結果をまとめた冊子『子どもたちが

調べる水辺の生き物』を毎年発行しています。

④ ヨシの植栽

琵琶湖の原風景であり、多様な生態系を育むヨシ群落を復活させるため、市民ボランティアの力を借りながらヨシ苗マット10枚とヨシ苗100株を植栽しました。

4. 生活相談

① 消費生活相談

年々、相談内容が複雑多様化しており、投資詐欺に関する相談、幅広い年齢層からのネット 被害に関する相談が増加しています。

年度	相談件数
2 6	6 2 9
2 7	5 7 1
2 8	5 9 0
2 9	7 6 4
3 0	6 8 7

② 消費生活に関する啓発イベントの開催

多様化する悪質商法や食品偽装など日常の暮らしが脅かされる事案が増える中で「賢い消費者」となるための様々な情報を発信することにより、被害の未然防止や意識の高揚を図っています。また循環型社会の構築に向けてリデュース(ごみの減量)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の取組事例を紹介する機会として生活フェアを開催しています。平成30年度は、3月10日に開催し、啓発寸劇や事例紹介、リフォーム作品の展示のほかリフォームファッションショー、エコバッグ作り講習などを実施しました。

③ 消費学習研究会の育成指導

健全で安心な生活を送るため、消費者自らが学習し実践していけるよう長浜市消費学習研 究会に学習・啓発事業を委託しています。

④ 消費者教育、啓発事業

消費生活相談員が出前講座として自治会等に出向き、注意すべき消費者トラブルの事例等を紹介して啓発を行っています。平成30年度は、市民交流センターや各町自治会館等で15回開催し、延べ約420人の参加がありました。

5. 再生可能エネルギーの利活用

平成24年度に策定した「長浜市再生可能エネルギー利活用方策」に基づき、再生可能エネルギーの普及を促進しています。利活用方策では、令和2年度までに再生可能エネルギー導入量を7,000万 kWh (平成24年度比約12倍) に拡大するという数値目標を設定 (平成27年度に3,000万 kWh から目標数値修正) しています。これは長浜市の全世帯の平均年間電力需要量5,192kWh (事業所除く) に換算すると約13,500世帯分に相当する量です。目標達成に向け、太陽光・太陽熱エネルギー、小水力発電、木質バイオマスエネルギーなどの導入および普及に向けた取組を行っています。

平成30年度の主な実施事業 件数 導入量 (kW)
① 住宅用太陽光発電システム設置促進事業 84 件 約 574 kW

② 事業用再生可能エネルギー発電設備等導入促進事業 2件 約29.5万